

こども文教委員会 案件一覧

(令和6年2月27日・28日開催分)

○付託議案審査 5件

部局	上 程 順 (案)	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
こども家庭部	1	第39号議案 大田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	1	長沼 子育て支援課長
	2	第40号議案 大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2	塚本 子育て支援事業調整担当課長
	3	第41号議案 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3	柳沢 保育サービス課長
		第42号議案 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	4	柳沢 保育サービス課長
議員提出議案	4	議員提出第2号議案 大田区立小・中学校給食費補助金交付条例		村石 委員

○補正予算案の説明 2件

部局	報 告 順	件 名	資料 番号	説明者(所管課長名)
教育委員会	1	令和5年度一般会計第6次補正予算案の概要について (教育総務部)	1	鈴木 教育総務課長
こども家庭部	2	令和5年度一般会計第6次補正予算案の概要について (こども家庭部)	1	長沼 子育て支援課長

○所管事務報告 10 件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名)
教育委員会	9	令和5年度第3回大田区総合教育会議の開催について	1	鈴木 教育総務課長
	1	令和6年度学校施設の改築着手校等について	2	田中 教育施設担当課長
	2	令和6年度大田区放課後子ども教室における自主学習支援業務委託事業者の募集について	3	長岡 教育総務部副参事 (教育地域力担当)
	3	大田区通学路交通安全プログラムに基づく通学路における合同点検の実施状況について	4	長岡 教育総務部副参事 (教育地域力担当)
	4	令和5年度第22回ものづくり教育・学習フォーラムの開催報告について	5	細田 指導課長
	5	令和6年度大田区立中学校外国語教育指導員派遣事業者の選定結果について	6	細田 指導課長
子ども家庭部	6	令和5年度 大田区子ども・子育て会議の取組(概要)について	1	長沼 子育て支援課長
	7	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの今後の整備の方向について	2	酒井 児童相談所開設準備担当課長
	10	ファミリー・アテンダント事業委託候補者の選定結果について	3	村田 子ども家庭支援センター所長
	8	令和6年度 認可保育園等一次利用調整結果について	4	柳沢 保育サービス課長

こども文教委員会 令和6年2月27・28日
こども家庭部 資料1番
所管 子育て支援課

第39号議案 大田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

1 改正理由

こどもや子育てに係る課題やニーズが多様化、複雑化する中で、大田区子ども・子育て会議において、特定のテーマについて専門的かつ綿密な議論が必要となる場合に、臨時委員の委嘱及び部会の設置をできるようにするため、本条例を一部改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和6年4月1日から施行する。

大田区子ども・子育て会議条例（平成25年条例第43号）新旧対照表

新	旧
○大田区子ども・子育て会議条例 平成25年5月31日 条例第43号 改正 令和4年9月29日第45号 改正 令和6年 月 日第 号	○大田区子ども・子育て会議条例 平成25年5月31日 条例第43号 改正 令和4年9月29日第45号
第1条から第9条まで（略） <u>（臨時委員）</u>	第1条から第9条まで（略） <u>（新設）</u>
<u>第10条 区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条に規定する委員のほかに、子育て会議に臨時委員を置くことができる。</u>	
<u>2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議の内容を勘案し、適当と認める者のうちから区長が委嘱する。</u>	
<u>3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別</u>	

第40号議案 大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、本条例の一部を改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

公布の日から施行する。

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）

新旧対照表

新	旧
<p>大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年9月30日 条例第35号</p> <p>第1条から第6条まで（略） （安全計画の策定等）</p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、<u>利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画</u></p>	<p>大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年9月30日 条例第35号</p> <p>第1条から第6条まで（略） （新設）</p>

に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第7条から第12条まで (略)

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 (略)

第14条から第22条まで (略)

付 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

(新設)

第7条から第12条まで (略)

(新設)

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

第14条から第22条まで (略)

付 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

こども文教委員会 令和6年2月27・28日
こども家庭部 資料3番
所管 保育サービス課

第41号議案 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第37号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年9月30日 条例第37号 改正 令和6年 月 日第 号</p> <p>目次 第1章から第3章まで（略） 第4章 雑則（第53条） 付則 第1条から第4条まで（略） （内容及び手続の説明及び同意） 第5条（略） （削る）</p>	<p>○大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年9月30日 条例第37号</p> <p>目次 第1章から第3章まで（略） 付則 第1条から第4条まで（略） （内容及び手続の説明及び同意） 第5条（略） <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項の規定により当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に</u></p>

新	旧
	<p><u>記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該電磁的方法による提供は、当該文書の交付とみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p>
(削る)	
(削る)	

新	旧
<p>(削る)</p>	<p><u>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p>
<p>(削る)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる</p>	<p><u>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる</p>

新	旧
<p>小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。</p>	<p>げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。</p>
<p>4及び5 (略)</p>	<p>4及び5 (略)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>(受給資格等の確認)</p>	<p>(受給資格等の確認)</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて</u>、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、大田区子ども・子育て支援法施行規則（平成26年規則第100号）第4条の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、大田区子ども・子育て支援法施行規則（平成26年規則第100号）第4条の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。</p>
<p>第9条から第14条まで (略)</p>	<p>第9条から第14条まで (略)</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>
<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p>	<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p>
<p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u></p>	<p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定</p>

新	旧
<p>項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数</u>を超えないものとする。</p>	<p>項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数</u>を超えないものとする。</p>

新	旧
<p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p> <p>（利用定員）</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育</p>	<p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p> <p>（利用定員）</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育</p>

新	旧
<p>事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第40条及び第41条 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連</p>	<p>事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 <u>第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第40条及び第41条 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連</p>

新	旧
<p>携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 区長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>区長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p>	<p>携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 区長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>5 <u>前項（第2号に係る部分に限る。）</u>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>6 から9まで（略）</p> <p>第43条（略）</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>第45条から第50条まで（略）</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども</p>	<p>5 <u>前項</u>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>6 から9まで（略）</p> <p>第43条（略）</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>第45条から第50条まで（略）</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども</p>

新	旧
<p>を除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>法第19条第3号</u>」と、「<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用し</p>	<p>を除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用し</p>

新	旧
<p>ている同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>ている法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第4章 雑則 (電磁的記録等)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以</p>	

新	旧
<p><u>下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち</u></p>	

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p>

新	旧
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(特定保育所に関する特例)</p> <p>第 2 条 特定保育所(法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第 13 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第 19 条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第 2 項中「<u>当該特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。</u>)」と、同条第 3 項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、区の同意を得て、」と、第 19 条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第 6 条及び第 7 条の規定は適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 条及び第 4 条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(特定保育所に関する特例)</p> <p>第 2 条 特定保育所(法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第 13 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第 19 条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第 2 項中「<u>当該教育・保育</u>」とあるのは「<u>当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。</u>)」と、同条第 3 項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、区の同意を得て、」と、第 19 条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第 6 条及び第 7 条の規定は適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 条及び第 4 条 (略)</p>

第42号議案 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

- 改正理由
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する。
- 改正内容（案）
新旧対照表のとおり
- 施行予定年月日
公布の日から施行する。

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第38号）

新旧対照表

新	旧
<p>○大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日 条例第38号 <u>改正 令和6年 月 日第 号</u></p> <p>目次 第1章から第4章まで（略） 第5章 事業所内保育事業（第43条—<u>第49条</u>） <u>第6章 雑則（第50条・第51条）</u></p> <p>付則 （趣旨） 第1条から第5条まで（略） （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項から第3項まで、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育</p>	<p>○大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日 条例第38号</p> <p>目次 第1章から第4章まで（略） 第5章 事業所内保育事業（第43条—<u>第50条</u>）</p> <p>付則 （趣旨） 第1条から第5条まで（略） （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項から第3項まで、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育</p>

新	旧
<p>事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 区長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 区長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p>	<p>事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 区長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>第7条から第23条まで (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第27条から第37条まで (略)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p>	<p>(新設)</p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>第7条から第23条まで (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第27条から第37条まで (略)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p>

新	旧
<p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p> <p>第39条から第49条まで (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 雑則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(電磁的記録)</u></p> <p>第50条 <u>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第51条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表第1及び別表第2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) (略)</p> <p>第39条から第49条まで (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第50条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表第1及び別表第2 (略)</p>

令和5年度 一般会計第6次補正予算案の概要について(教育総務部)

歳入

(単位:千円)

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	国庫支出金 国庫負担金 教育費負担金	子育てのための施設 等利用給付費	809,298	△ 61,103	748,195	対象園児数が当初見込みを大幅に下回ったため。
2	国庫支出金 国庫補助金 教育費補助金	校舎改修等(小)	1,409,329	△ 298,670	1,110,659	対象面積及び対象工事費が精査された結果、当初の 歳入見込額より減額となったため。
3		校舎改修等(中)	192,981	△ 75,651	117,330	対象面積及び対象工事費が精査された結果、当初の 歳入見込額より減額となったため。
4		学校保健特別対策 事業費補助金(小)	0	17,855	17,855	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業(感染症 対策購入物品)の交付決定があったため。
5		学校保健特別対策 事業費補助金(中)	0	8,746	8,746	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業(感染症 対策購入物品)の交付決定があったため。
6		公立学校情報機器 整備費	12,936	10,164	23,100	東京都公立学校情報機器整備支援事業における、ヘル プデスク等に対する補助金について交付決定があ ったため。
7		都支出金 都負担金 教育費負担金	子育てのための施設 等利用給付費	404,649	△ 30,551	374,098
8	都支出金 都補助金 教育費補助金	東京都公立学校施 設防災機能強化支 援事業	0	40,031	40,031	補助対象として見込んでいなかった工事について、補 助対象事業となり、交付決定があったため。
9		東京都GIGAスクール 運営支援センター整 備事業	12,936	△ 5,236	7,700	ヘルプデスク等に対する補助金について申請区分の 変更があったため。
10		東京都教育支援体 制整備事業	0	12,265	12,265	外国人及び帰国児童・生徒に対し、日本語の習得を図 るための指導者を学校に配置する補助の交付決定があ ったため。
11		中学校の部活動にお ける外部指導者配置 支援事業	0	9,988	9,988	部活動の質の向上と教員の負担軽減を図るため、各 中学校で専門的な技術指導を行う部活動外部指導者 を配置する補助の交付決定があったため。
12		中学校等における地 域連携・地域移行に 関する支援事業	0	1,138	1,138	教員の負担軽減を図るため、部活動の地域連携・地 域移行における課題把握のための調査費用の補助の 交付決定があったため。
	合計		2,842,129	△ 371,024	2,471,105	

No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	教育費 教育総務費 事務局費	教育総務課事務費	22,739	△ 1,739	21,000	(仮称)新おおた教育ビジョン策定にかかる印刷製本費を減額するため。
2		教科用システム等運用	4,187,650	△ 132,269	4,055,381	移設経費等及び全小中学校ICT環境整備保守契約精査に伴う不用額を減額するため。
3	教育費 教育総務費 幼児私学費	前年度国・都支出金等返還金	0	51,470	51,470	子育てのための施設等利用給付費等について、交付額確定により超過交付返還金が発生したため。
4		子育てのための施設等利用給付	1,618,597	△ 108,000	1,510,597	対象園児数が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するため。
5		入園料補助	288,000	△ 79,500	208,500	対象園児数が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するため。
6		幼児教育振興プログラム施策の推進	2,447	△ 182	2,265	幼児教育振興プログラム[改訂版]の発行延期による、印刷製本費を減額するため。
7	教育費 教育総務費 図書館費	施設維持管理費	289,995	△ 82,319	207,676	工事契約落差の工事請負費を減額するため。
8	教育費 小学校費 学校管理費	施設維持	931,305	△ 54,363	876,942	契約落差や契約変更により委託料、使用料及び賃借料の不用額を減額するため。
9		宿泊を伴う校外授業	105,486	△ 23,862	81,624	移動教室運営業務委託について委託料が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するため。
10		維持管理	1,255,236	△ 75,000	1,180,236	小学校の運営に関わる光熱水費(電気料)を減額するため。
11		学習及び事務等	942,530	△ 8,000	934,530	天井カセット型空調機フィルター清掃費用を減額するため。
12		学校管理委託	1,024,831	△ 15,275	1,009,556	児童誘導業務委託における契約落差等に伴う委託料の減額をするため。
13	教育費 小学校費 学校給食費	給食室増改修に伴う備品整備	91,001	△ 1,677	89,324	校舎改築工事の工期延長により、予定していた移設が困難となったため不用額を減額する。
14	教育費 小学校費 学校保健費	施設衛生管理	83,600	△ 23,840	59,760	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類見直しに伴い、不用額を減額するため。
15	教育費 小学校費 学校施設建設費	校舎の改築等	9,837,423	△ 297,164	9,540,259	役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費を減額するため。
16		校内環境衛生設備	257,169	△ 25,127	232,042	工事請負費を減額するため。
17	教育費 中学校費 学校管理費	校舎造修	778,169	△ 61,311	716,858	工事請負費を減額するため。
18		施設維持	455,944	△ 5,183	450,761	委託料、使用料及び賃借料を減額するため。
19		宿泊を伴う校外授業	125,749	△ 28,987	96,762	移動教室運営業務委託について委託料が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するため。
20		維持管理	632,700	△ 35,000	597,700	中学校の運営に関わる光熱水費(電気料)を減額するため。
21		学習及び事務等	367,809	△ 3,000	364,809	天井カセット型空調機フィルター清掃費用を減額するため。
22	教育費 中学校費 学校給食費	給食室増改修に伴う備品整備	56,634	△ 44,276	12,358	校舎改築工事の工期延長により、予定していた移設が困難となったため減額するため。
23	教育費 中学校費 学校保健費	施設衛生管理	41,794	△ 10,620	31,174	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類見直しに伴い、不用額を減額するため。

24	教育費 中学校費 学校施設建設費	校舎の改築	833,630	△ 40,876	792,754	委託料、工事請負費を減額するため。
25		給食室の増改修	218,196	△ 218,196	0	工事請負費を減額するため。
26		校内環境衛生設備の整備	117,964	△ 35,809	82,155	工事請負費を減額するため。
27	総務費 総務管理費 財産管理費	普通財産撤去工事	290,267	△ 80,343	209,924	工事請負費を減額するため。
合計			24,856,865	△ 1,440,448	23,416,417	

繰越明許費

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額	繰越明許費の内容
1	教育費 小学校費 学校管理費	校舎造修	14,500	0	14,500	久原小学校昇降機設備改修工事
2		校舎造修	18,073	0	18,073	大森第一小学校プール床改修その他工事
3	教育費 小学校費 学校給食費	給食室増改修に伴う 備品整備	85,387	0	85,387	入新井第一小学校給食室備品整備
4	教育費 小学校費 学校施設建設費	校舎の改築等	7,900	0	7,900	雪谷小学校基本構想・基本計画支援業務委託
5		校舎の改築等	20,300	0	20,300	高畑小学校更衣室(付属舎)増築工事
6		校舎の改築等	12,400	0	12,400	入新井第二小学校家庭科室改修工事(改築事前工事)
合計			158,560	0	158,560	

こども文教委員会 令和6年2月27・28日
こども家庭部 資料1番
所管 子育て支援課

令和5年度一般会計第6次補正予算案の概要について(こども家庭部)

歳入

(単位:千円)

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	国庫支出金 国庫負担金 福祉費負担金	(1)子どものための 教育・保育給付費	7,208,849	611,443	7,820,292	各種加算の認定見直しと、人事院勧告に伴う 公定価格の単価改定を見込んだことによる歳 出増額に伴い、国からの歳入も増額となるた め。
		(2)児童扶養手当給 付金	462,945	△ 16,069	446,876	児童扶養手当給付金の歳出予算減額に伴い、 国からの歳入も減額となるため。
2	国庫支出金 国庫補助金 福祉費補助金	(1)保育対策総合支 援事業費	528,277	△ 26,310	501,967	補助対象経費の変更により、事業者からの申 請額が見込みを下回ったことで、国からの歳入 が減額となるため。
		(2)就学前教育・保育 施設整備交付金	112,374	△ 68,446	43,928	私立認可保育所建替え工事の進捗率が当初 見込みを下回ること、国からの歳入が減額と なるため。
		(3)保育所等におけ る性被害防止対策 に係る設備等支援 事業	0	15,998	15,998	保育所等における性被害防止対策に係る設備 等支援事業費補助金交付要綱に基づき、国か らの歳入が見込まれるため。
3	都支出金 都負担金 福祉費負担金	(1)子どものための 教育・保育給付費	2,974,740	264,125	3,238,865	各種加算の認定見直しと、人事院勧告に伴う 公定価格の単価改定を見込んだことによる歳 出増額に伴い、都からの歳入も増額となるた め。
4	都支出金 都補助金 福祉費補助金	(1)ファミリー・アテン ダント事業	0	1,030	1,030	ファミリー・アテンダント事業実施に伴い、新た に都から補助を受け、歳入が見込まれるため。
		(2)待機児童解消区 市町村支援事業補 助金	29,591	△ 11,377	18,214	私立認可保育所建替え工事の進捗率が当初 見込みを下回ること、都からの歳入が減額と なるため。
		(3)保育対策総合支 援事業費	751,955	△ 14,261	737,694	補助対象経費の変更により、事業者からの申 請額が見込みを下回ったことで、都からの歳入 が減額となるため。
		(4)認可外保育施設 利用支援事業	353,443	37,266	390,709	認可外保育施設等を利用する世帯への補助額 が増額となることから、増額補助額に対する歳 入が見込まれるため。
		(5)保育サービス推 進事業	375,607	23,803	399,410	各園からの大田区保育サービス推進事業補助 金の交付申請額が当初の見込みを上回ったこ とにより、都からの歳入も増額となるため。
		(6)保育所等利用多 子世帯負担軽減事 業費補助金	453,483	352,464	805,947	第2次補正予算議決後に東京都の交付要綱が 発出され、事前の想定より補助対象が拡大した ため。
		(7)区市町村が行う 家庭的保育事業等 に対する都費補助 金	24,098	△ 4,252	19,846	受託児童の減少及び新たな家庭福祉員の認定 の見通しがなくなったことで、都からの歳入が 減額となるため。
		(8)保育所等物価高 騰緊急対策事業	0	90,893	90,893	今般の光熱水費及び食材料費等の物価高騰 に直面する保育事業者に対し、区が補助した 経費について、新たに都から補助を受け、歳入 が見込まれるため。
	合計		13,275,362	1,256,307	14,531,669	

令和5年度一般会計第6次補正予算案の概要について(こども家庭部)

歳出

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	福祉費 児童福祉費 児童福祉総務費	(1)乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成事業	3,036,985	575,937	3,612,922	医療機関への支出が当初の想定を上回る見込みのため。
		(2)定期利用保育室運営補助	49,695	225	49,920	保育所等への設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うため。
		(3)認証保育所運営補助	1,370,874	72,626	1,443,500	想定入所率の増加、補助単価の増額改定による、運営費等に係る補助金交付額の増額及び性被害防止対策のため。
		(4)認可外保育施設等保護者負担軽減補助	525,819	53,004	578,823	認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の交付申請数の増加に伴い、補助金交付額が増額となるため。
		(5)地域型保育事業運営費	1,210,834	85,767	1,296,601	想定入所率の増加による、地域型保育給付費の増額及び性被害防止対策のため。
		(6)家庭福祉員制度経費	116,477	△ 32,451	84,026	受託児童の減少及び新たな家庭福祉員の認定の見通しがなくなったため。
		(7)病児・病後児保育事業	172,303	375	172,678	保育所等への設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うため。
		(8)一時預かり事業・定期利用保育事業に係る運営費補助事業	38,025	225	38,250	保育所等への設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うため。
		(9)大田区次世代育成支援緊急対策整備事業	339,378	△ 142,969	196,409	私立民営化園の建替えについて、当初の計画より工事に遅れが生じたため。
		(10)保育サービス推進事業	384,395	28,814	413,209	各園からの大田区保育サービス推進事業補助金の交付申請額が当初の見込を上回ったため。
		(11)保育所等における感染拡大防止対策支援事業	111,140	△ 65,473	45,667	補助対象経費の変更により、事業者からの補助金の申請額が見込みを下回ったため。
		(12)前年度国・都支出金等返還金	158,592	1,118,001	1,276,593	令和4年度以前の各事業における国や都からの超過交付金分等を返還するため。
2	福祉費 児童福祉費 児童福祉施設費	(1)施設管理費 (保育園管理運営費)	1,144,479	△ 42,988	1,101,491	保育園の工事件件の入札不調・不成立に伴い、令和5年度内に契約することが困難となり、令和6年度予算へ再計上するため。
		(2)保育事業費	3,895,487	4,015	3,899,502	保育所等への設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うため。
		(3)事業運営費	1,255,893	5,324	1,261,217	児童館等への設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うため。
		(4)放課後ひろば等事業	1,247,048	3,872	1,250,920	放課後ひろば等への設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うため。
3	福祉費 児童福祉費 児童措置費	(1)児童育成手当給付金	1,092,650	△ 62,176	1,030,474	受給者見込数が当初の想定を下回る見込みとなったため。
		(2)児童扶養手当給付金	1,388,837	△ 48,206	1,340,631	受給者見込数が当初の想定を下回る見込みとなったため。
		(3)保育園入所者運営費	15,366,763	945,615	16,312,378	人事院勧告による単価改定への対応及び性被害防止対策のため。
	合計		32,905,674	2,499,537	35,405,211	

令和5年度一般会計第6次補正予算案の概要について(こども家庭部)

繰越明許費

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額	補正理由及び補正内容
1	福祉費 児童福祉費 児童福祉総務費	(1)子ども・子育て支援事業 計画経費	23,571	22,864	707	委託料 707千円 【内訳】 区民意向調査等業務委託
		(2)定期利用保育室運営補助	225	0	225	負担金、補助及び交付金 225千円 【内訳】 保育所等における性被害防止対策に係る 設備支援事業
		(3)認証保育所運営補助	2,175	0	2,175	負担金、補助及び交付金 2,175千円 【内訳】 保育所等における性被害防止対策に係る 設備支援事業
		(4)地域型保育事業運営費	1,725	0	1,725	負担金、補助及び交付金 1,725千円 【内訳】 保育所等における性被害防止対策に係る 設備支援事業
		(5)病児・病後児保育事業	375	0	375	負担金、補助及び交付金 375千円 【内訳】 保育所等における性被害防止対策に係る 設備支援事業
		(6)一時預かり事業・定期利 用保育事業に係る運営費補 助事業	225	0	225	負担金、補助及び交付金 225千円 【内訳】 保育所等における性被害防止対策に係る 設備支援事業
2	福祉費 児童福祉費 児童福祉施設費	(1)保育園管理運営費	24,442	0	24,442	工事請負費 24,442千円 【内訳】 矢口保育園テラス改修その他工事
			4,015	0	4,015	備品購入費 4,015千円 【内訳】 保育所等における性被害防止対策に係る 設備支援事業
		(2)児童館等管理運営費	9,196	0	9,196	備品購入費 9,196千円 【内訳】 児童館等における性被害防止対策に係る 設備支援事業
3	福祉費 児童福祉費 児童措置費	(1)保育園入所者運営費等	9,525	0	9,525	負担金、補助及び交付金 9,525千円 【内訳】 保育所等における性被害防止対策に係る 設備支援事業
		合計	75,474	22,864	52,610	

こども文教委員会 令和6年2月27・28日
教育委員会事務局 資料1番
所管 教育総務課

令和5年度 第3回大田区総合教育会議の開催について

1 総合教育会議について

区長と教育委員会が、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行うことにより、相互の連携をさらに強化し、よりいっそう民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする。

2 日 時

令和6年3月19日（火） 午後4時開会

3 場 所

大田区役所本庁舎5階 庁議室

4 内 容

新大田区教育大綱について

5 その他

第1回大田区総合教育会議（令和5年10月23日開催）及び第2回大田区総合教育会議（令和6年1月25日開催）の内容は、区ホームページにて議事録を公開する。

令和6年度学校施設の改築着手校等について

1 改築校等選定にあたっての考え方

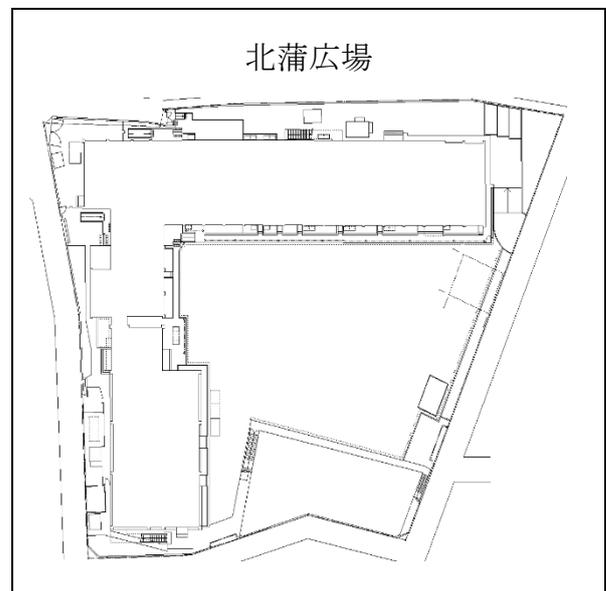
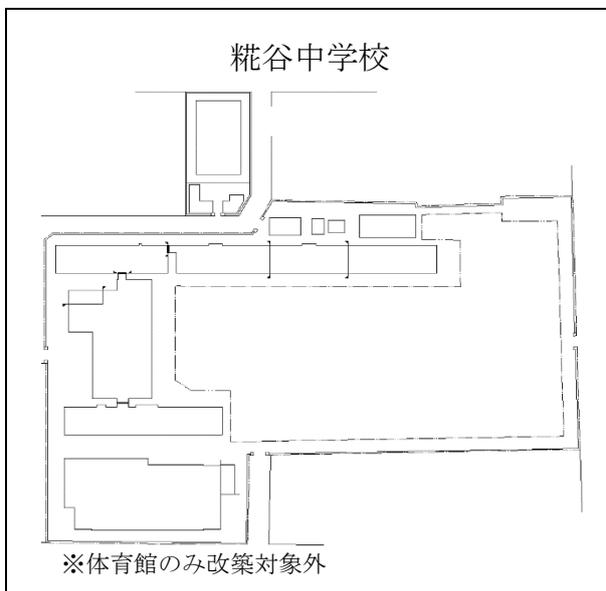
以下の視点を踏まえ、改築校を選定することとする。

- (1) 建物の劣化状況から算出された総合点が高い。
- (2) 中学校から優先して整備を行い、同一児童・生徒が小中学校ともに在学期間と改築工事期間が重ならないよう配慮する。
- (3) 改築のペースアップに向け、(仮称)「大田区学校施設個別施設計画」の改訂を見据えた学校等を選定する。
- (4) 当該校周辺で他の公共工事や再開発事業など大規模な工事と重複しないよう配慮する。

2 令和6年度改築着手校等及びスケジュール

- ・ 糞谷中学校 令和6年度～7年度 基本構想・基本計画策定
- ・ 北蒲広場の活用 令和6年度 活用計画策定

3 配置図及び概要



所在地	西糞谷三丁目6番23号
敷地面積	13,111 m ²
既存校舎等の延床面積	9,030 m ²
既存校舎構造	鉄筋コンクリート造4階建
令和5年度生徒数	400人(12学級)

所在地	蒲田二丁目10番1号
敷地面積	6,141 m ²
既存校舎等の延床面積	3,841 m ²
既存校舎構造	鉄筋コンクリート造2階建及び同3階建
活用想定校数	近隣の複数校を予定

令和6年度大田区放課後子ども教室における 自主学習支援業務委託事業者の募集について

1 募集理由

学校教育を補完するきめ細やかな学習環境を整備して、児童の学習習慣の定着及び基礎学力向上を図るため、放課後子ども教室において、児童の宿題や自主的な学習を支援・指導する自主学習支援業務を開始する。

効果的な事業実施のため、令和6年度はモデル校を選定し、学習支援に係る業務ノウハウや経験を有する事業者を募集して、業務を行う。

2 募集について

(1) 募集方法

公募プロポーザル方式（業者提案方式）とする。

(2) 選定方法

大田区放課後子ども教室における自主学習支援業務委託事業者選定委員会において書類審査、面接審査により選定する。

(3) 選定スケジュール（予定）

	月 日	項 目
1	令和6年2月14日（水）	募集要項等の公表（大田区HP）
2	令和6年2月21日（水）	募集内容に関する質問の受付期限
3	令和6年3月1日（金）	質問に対する回答（ホームページ）
4	令和6年3月6日（水）	応募書類の提出期限
5	令和6年3月中旬	一次審査（書類審査）結果通知発送
6	令和6年3月27日（水）	二次審査（プレゼンテーション・質疑応答）
7	令和6年3月下旬～4月上旬	選定結果通知発送
8	令和6年5月1日（水）	業務委託開始

こども文教委員会 令和6年2月27・28日
教育委員会事務局 資料4番
所管 教育総務課

大田区通学路交通安全プログラムに基づく通学路における 合同点検の実施状況について

令和3年度から令和7年度の計画である「大田区通学路交通安全プログラム」では、5年間で全59校の小学校通学路の危険箇所について、合同点検を実施することとしており、令和5年度は以下のとおり実施した。

今回の点検を踏まえ、関係機関との情報共有や連携を一層深めるとともに、個々の危険箇所について、具体的な対策を検討・実施する。

1 点検概要

(1) 通学路の危険箇所の抽出

学校は、在校児童、保護者、見守り活動者及び自治会・町会等から危険箇所を収集し、回答票を作成する。

(2) 合同点検の実施

都市基盤管理課は、回答票に基づき、学校、警察、教育総務課、道路管理者等と調整を行い、通学路危険箇所の合同点検を実施する。

2 令和5年度 点検状況及び結果

(1) 点検実施学校数 11校

(2) うち合同点検実施学校数 9校（2校については、危険箇所報告なし）

危険箇所数 35箇所、対策件数 63件

（うち、学校等による対策 17件、道路管理者等による対策 46件）

(3) 危険箇所の主な内容（点検を必要とした理由）

交通量が多い、見通しが悪い、道が狭い、自転車が危ない、

ガードレールがない、死角がある、白線などの路面標示の劣化 等

(4) 対策内容

見守りボランティア・児童誘導員の配置検討、学校での交通安全指導、看板（巻き看板、立て看板等）設置、路面標示の塗り直し、路側帯の拡幅、自転車ストップマーク設置、舗装工事の実施、ポストコーン設置 等

令和5年度 第22回ものづくり教育・学習フォーラムの開催報告について

こども文教委員会
令和6年2月27・28日

教育委員会事務局 資料5番

所管 指導課

事業の目的

- ものを創る感性、主体的な態度、工夫・創造する能力の育成
- ものづくりの重要性や技能、技術が果たす役割の理解、地域産業の重要性や、ものづくりを支える勤労者を尊敬する態度、望ましい勤労観や職業観の育成
- 技術立国日本、ものづくりのまち大田の将来を支える人材の育成
- ものづくりへの興味・関心、社会・産業の理解の涵養による、地域への愛着の深化

実施団体等

- 主催 大田区教育委員会
- 主管 ものづくり教育・学習フォーラム準備会
- 共催 大田区、大田区産業振興協会、大田区立小学校長会、大田区立中学校長会、大田区教育研究会、大田区立小学校PTA連絡協議会、大田区立中学校PTA連合協議会
- 協力団体・企業等
おおた少年少女発明クラブ、東京都職業能力開発協会、建住舎東京都洋裁技能士会、東京貴金属技能士会、おおた fab、六郷 BASE、大田区に昆虫の楽園を作る会、キャリアクリアリング、東京蒲田ロータリークラブ、大田工業連合会、蔵前工業会・くらりか、東京都立城南職業能力開発センター大田校、大田区建築あっせん事業連絡協議会、東工大 Science Techno、おおたコマプロジェクト 大森工場協会、日本工学院専門学校、蒲田女子高等学校、(株)ジャノメ、日本赤十字社
東京都立つばさ総合高等学校、東京都立城南特別支援学校、東京都立六郷工科高等学校、東京都立矢口特別支援学校、東京都立品川特別支援学校

※ 下線は令和5年度新規

事業の沿革(経過)

- 平成12・13年度、14・15年度、16・17年度に文部省(文部科学省)「ものづくり学習振興支援事業推進地域」として指定
平成12年度よりものづくり学習振興協議会の設置・開催
- 平成14年度よりものづくり教育・学習フォーラムの実施
(過去数年の来場者数 第12回4141名 第13回5515名 第14回7919名 第15回6850名 第16回9646名 第17回7953名 第18回6469名 第19回中止 第20回2191名 第21回4894名)
- 令和2年度 厚生労働省事業「地域発! いいもの」に選定

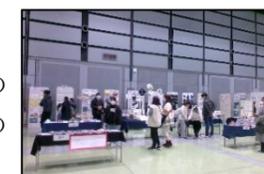
本年度の事業内容

日時：令和6年1月13日(土) 9:00~16:00

会場：大田区産業プラザPiO 対象：大田区内小中学生、保護者、区民

○作品展示 小学校30校、中学校全28校、特別支援学校3校、○大田区小学生科学展 30校

大田区立小学校(学校番号が奇数の学校30校)、中学校全28校、東京都立特別支援学校3校の児童・生徒のものづくり学習の作品や成果のパネル展示、机上展示を行った。大田区小学生展は、東京都小学生科学展向けに出品された大田区立小学校の学校代表作品30点のパネル展示を行った。作品展示については、参加者が自由に見学できるようにした。



○舞台発表 小学校9校、中学校5校、高等学校2校

社会科や図画工作、家庭科、総合的な学習の時間等、授業でのものづくり学習の体験発表、中学校の生徒による職場体験における事業所での製作体験や見学の発表、東京都立六郷工科高等学校、蒲田女子高等学校のものづくり学習について、児童や生徒が舞台発表を行った。



○ものづくり競技会 木工部門：中学校8校18名、ソーイング部門：中学校6校16名

技術分野(木材部門)は、「一枚板からの自由作品製作」、家庭科分野(ソーイング部門)は、「1mの布からのバッグ製作」をテーマとし、午前・午後合わせて、約4時間で作成した。講師による審査を行い、最優秀賞1名、優秀賞2名、技能賞2名、アイデア賞2名、敢闘賞を授与した。



○ものづくり体験 16団体による19種類の体験

ミシンでつくる巾着袋、動物形等切抜きストラップづくり体験、住まいのDIY体験、はたおり体験、3Dプリンタでネームプレート、3Dプリンタ製カーレーシング、香り玉ストラップ、椅子づくり、電子工作体験、ペットボトル顕微鏡、木製の貯金箱の製作、イルミネーションライト、おおたコマ組み立てオリジナルパーツ作り、Ledと光ファイバーでつくる輝く夜空、コンコンキツツキ&パッケンわに、簀編みの壁掛け、貝殻アート、紙コプター、種の標本



「ミシンでつくる巾着袋」
「動物形等切抜きストラップづくり体験」



「ペットボトル顕微鏡」

本年度の成果と課題

(延べ) 来場者数：5522名(うち、体験コーナー参加幼児・児童・生徒：886名)

- 【成果】・「ものづくり体験」「舞台発表」「作品展示」「ものづくり競技会」と、どの会場でも「ものづくり」に関するテーマで児童・生徒や保護者・地域の方々が、大田区のものづくり産業への興味・関心を高めることができた。また、東京都立特別支援学校3校に展示発表で御協力をいただき、共生社会の実現という視点で、充実させることができた。
- ・大田区産業振興協会をはじめ、大田工業連合会、大田区立小学校PTA連絡協議会、大田区立中学校PTA連合協議会等との連携をすすめ、円滑な運営ができた。
- ・準備の会場設営等を外部に委託することで、教員や事務局職員の準備・片付けに係る時間を短縮することができた。
- ・東京蒲田ロータリークラブから「ものづくり競技会」の各賞に副賞の提供をいただいた。最優秀賞は、木工部門は、3Dプリンタ、ソーイング部門は、ミシンを御提供いただいた。
- 【課題】・ものづくり体験に参加する方々が、受付時間開始前に、長時間列に並ぶことに対する配慮を行う。

令和6年度区立中学校外国語教育指導員派遣事業者の選定結果について

令和6年度区立中学校における外国語教育指導員派遣事業者について、以下のとおり選定した。

1 契約候補事業者

株式会社インタラック関東南
神奈川県横浜市中区長者町 5-85

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
(初年度を含み3年間は、引き続き契約できる期間とする。)

3 選定理由 (概要)

- (1) 指導員の活用に関する独自の教材・教具が豊富で、教員の指導力向上が期待できる。
- (2) 指導員の採用、育成、研修等の体制が整っており、中学生の特性に合わせた質の高い指導員の派遣が可能である。

4 応募事業者数

3事業者

5 選定経過

項目	時期
公募期間	令和5年12月6日から 令和6年1月10日まで
一次審査 (書類審査)	令和6年1月10日から1月22日まで
一次審査結果 (決定)	令和6年1月24日
二次審査 (ヒアリング審査)	
二次審査結果 (決定)	
事業委託候補者決定通知	令和6年2月1日

こども文教委員会 令和6年2月27・28日
こども家庭部 資料1番
所管 子育て支援課

令和5年度 大田区子ども・子育て会議の取組（概要）について

1 子ども・子育て会議の目的

子ども・子育て支援法第72条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の附属機関として置く。特定教育・保育施設の利用定員の設定等に関する意見聴取のほか、区民及び関係団体との連携協働による子育て支援施策に関する事項等の調査審議等を行う。

2 令和5年度議事

(1) 第1回会議（令和5年8月7日）

ア 子ども・子育て支援計画 令和4年度実績報告について

対象事業67事業について、令和4年度の事業実績及び実績判定について報告した。

イ （仮称）大田区子ども家庭総合支援センター整備の進捗について

令和8年度中に開設予定の（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備進捗状況について報告した。

ウ 次期大田区子ども・子育て支援計画について

計画期間を令和7年度からとする次期計画の策定に向けた取組事項や令和5年度から令和6年度のスケジュール（予定）を説明した。

エ こども未来戦略方針について（子育ての孤独・孤立化を防ぐ取組について）

次期計画の方向性を検討するため、区のこどもや子育て世帯に対する孤独・孤立対策等を示したうえで審議した。

(2) 第2回会議（令和5年11月10日）

ア 特定教育・保育施設の開設に係る意見聴取（幼稚園）について

令和6年4月に子ども・子育て支援制度へ移行予定の私立幼稚園1施設の利用定員等について意見を聴取した。

大森聖マリア幼稚園 定員160名（1号認定60名）

イ 次期大田区子ども・子育て支援計画策定のための区民意向調査について

次期計画策定のため、令和5年度に小学4年生から高校生世代及び就学前児童・小学校児童保護者宛てに実施する区民意向調査の設問内容について意見を聴取した。

(3) 第3回会議（令和6年2月1日）

ア 次期大田区子ども・子育て支援計画策定のための区民意向調査について
次期計画策定のための区民意向調査結果（速報値）を報告した。

イ 子ども・子育て会議の部会の設置について

こどもや子育てに係る課題やニーズが多様化・複雑化する中で、特定のテーマについて専門的かつ綿密な議論が必要となる場合に、子ども・子育て会議の議決により部会を設置することを審議した。

ウ 令和6年度スケジュール（予定）について

次期計画の策定に向けた令和6年度の子ども・子育て会議の年間スケジュールについて説明した。

3 その他

令和6年度における子ども・子育て会議は、次期計画の策定のため通常年度よりも1回多い計4回の会議開催を予定している。

こども文教委員会 令和6年2月27・28日
こども家庭部 資料2番
所管 子育て支援課

(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センターの
今後の整備の方向について

1 経過

区は、子ども家庭支援センターと区立児童相談所の機能を統合した「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター(以下、「センター」という)」の整備に向け、研修派遣等による職員の育成、施設整備を進めてきた。

そうした中、東京都から、「大田区のみを管轄区域とする東京都立児童相談所の設置の考えもあり、区の考えを伺いたい。」との話があった。

2 区の方向性

区は東京都の経験と地域力を背景とした区の子育て支援の強みを融合することは、その相乗効果によりさらなる子育て環境の向上に資する方策と考えた。そのため、東京都立児童相談所と区の子ども家庭支援センターとが一体的な運用体制を構築し、地域に根ざした虐待の未然防止から専門支援を切れ目なく実施し、こどもと家庭を総合的に支援できるよう東京都と協議を進めることにした。

3 今後の整備

令和8年度中のセンター開設を目指して、引き続き準備を進める。

こども文教委員会 令和6年2月27・28日

こども家庭部 資料3番

所管 子ども家庭支援センター

ファミリー・アテンダント事業委託候補者の選定結果について

ファミリー・アテンダント事業の試行実施について、公募型プロポーザル方式により候補者を選定したので下記のとおり報告する。

記

1 選定経過

- (1) 公募期間 令和5年11月15日から12月8日まで
- (2) 第一次審査 令和5年12月13日
- (3) 第二次審査 令和5年12月22日

2 選定事業者

- (1) 事業者 株式会社TNCプロジェクト
- (2) 所在地 福岡市早良区百道浜二丁目3番2号

3 事業委託期間

令和6年3月1日から令和6年3月29日まで

4 主な選定理由

- (1) 東京都内で同事業の実績が豊富であり、経験を活かした効果的な訪問及び事業運営が期待できる。
- (2) 緊急事態発生時等における連絡及び訪問員のバックアップ体制が確立されており、迅速かつ、きめ細やかな支援が可能である。
- (3) 本事業を実施する上で、必要な人材を育成するための優れたプログラムやシステムが整備されている。

5 応募事業者数

11社

こども文教委員会 令和6年2月27・28日
こども家庭部 資料4番
所管 保育サービス課

令和6年度 認可保育園等一次利用調整結果について

令和6年4月認可保育園等一次利用調整結果について報告する。

<一次利用調整結果>

区分	6年度	5年度	増減(人)
申込数	4,587人	4,351人	236人
内定数	3,397人	3,361人	36人
保留数	1,190人	990人	200人
うち育児休業 延長希望	501人	416人	85人

<二次利用調整の予定>

- 申込期限 2月9日(金)
- 結果通知発送 3月5日(火)